

# 大阪府後期高齢者医療広域連合公平委員会公開口頭審理等の傍聴に関する規則

〔 令 和 5 年 1 月 1 1 日 〕  
大阪府後期高齢者医療広域連合公平委員会規則第3号

(この規則の趣旨)

第1条 この規則は、地方公務員法(昭和25年法律第261号)第8条第5項の規定に基づき、公平委員会が公開してする口頭審理、聴聞の期日における審理又は議事(以下「公開口頭審理等」という。)の傍聴に関して必要な事項を定めることを目的とする。

(傍聴手続)

第2条 公開口頭審理等を傍聴しようとする者は、公平委員会が発行する傍聴券を、入場の際、係員に提示しなければならない。

(入場の禁止)

第3条 次の各号のいずれかに該当する者は、審理場又は会議場(以下「審理場等」という。)に入場することができない。

(1) 酒気を帯びた者

(2) はち巻、たすき、腕章、ヘルメット、ゼッケンの類を着用し、又は携帯している者

(3) のぼり、旗、プラカード、拡声器若しくはメガホン又は凶器その他の危険物を携帯する者

(4) 前2号に掲げるもののほか、公開口頭審理等の円滑な運営を妨げるものを着用し、又は携帯している者

(傍聴心得)

第4条 傍聴者は、審理場等においては、次の各号に掲げる事項を守らなければならない。

(1) 傍聴席以外において傍聴しないこと。

(2) みだりに自席を離れないこと。

(3) 私語、喚声、放歌その他喧騒にわたる行為をしないこと。

(4) 委員、当事者その他の者の発言に賛否を表明しないこと。

(5) 喫煙、飲食その他不体裁な行為をしないこと。

(6) 公平委員会の許可を受けずに撮影、録音等をしないこと。

(7) 公平委員会の命令及び係員の指示に従うこと。

(8) 前各号に掲げるもののほか、公開口頭審理等の進行を妨げ、又は審理場等の秩序をみだす行為をしないこと。

2 公平委員会は、前項の規定に違反したと認める者に対して注意を促し、なおあらためないときは退場を命じることができる。

3 前項の規定により退場を命じられた者には、公平委員会は、当日、再び傍聴させないことができる。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。